

# 实用新案制度概論

弁理士  
宮口聡

## 1. 实用新案制度の存在意義

→ 法目的(実1条)に着目

## 2. 实用新案法の保護対象は?

→ 実1条に着目 (物品の形状、構造)  
(7は組合せに係る考案)

## 3. どのくらいの期間保護されるか?

→ 実15条に着目 (出願日から10年)

## 4. 实用新案登録要件とは?

→ 狭義(実3条)  
→ 広義(実37条1項各号)

## 5. 实用新案権の設定の登録を受けるための要件とは?

→ 実14条2項に着目  
(無審査登録主義)

→ 出願が放棄 却下、却下地消滅

(実2条93)

形式的要件 ↑ 実質的要件

実2-2(3) 実6-2(1)2

## 6. 中間手続 (任意手続) とは?

→ 実2条の2第1項・4項, 実6条の2 (補正)

・ 準特44条1項1号 (分割)

・ 実8条 (国内優先権主張)

→ 特46条1項 (特許出願への変更)  
[ 意13条2項 (意匠登録出願への変更)  
これら~~も~~ 特46条の2 (実用新案登録に基<sup>き</sup>く特許出願) とする<sup>こと</sup>が<sup>可</sup>い。

## 7. 実用新案権の効力とは? ... 加東占排他権

→ 実2条3項, 16条, 28条, 準特70条  
(<sup>製造, 使用, 譲渡, 貸渡, 輸出, 輸入, 譲渡等の申出</sup>実施) (直接侵害) (間接侵害) (技術的範囲)

8. 実用新案権消滅手段 → 実37条, 着目  
(実用新案登録無効審判)

9. 「8」に対する防御・対抗手段 → 実14条の2  
(訂正)

10. 侵害に対する救済措置及び留意点

→ 差・損・不信

(実27条) (民709条) (民703条) (準特106条)

実用新案技術情報誌を提出して警告  
(実12条) <sup>が必要</sup>

実29条の2・29条の3

及び過失の推定 (特103条)

が<sup>ない</sup>点に留意  
(実30条で特103条不準用)

11. 実案のメリット → 早い・安い・低い

デメリット → 狭い・短い・不安定・制限